

東京都からの重要なお知らせです
令和2年度の実績報告様式をダウンロードして、御提出ください。

事務連絡

令和3年6月23日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)等 代表者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長

令和2年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件について、令和2年度（サービス提供月が令和2年4月から令和3年3月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

令和2年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出した全法人(事業所)

※令和2年度に、福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、「加算」）の計画書を、東京都宛てに提出した法人(事業所)は、サービス提供が無く実際の加算額が0円の場合も提出が必須です。

※本事務連絡は、法人宛てに1通のみ送付しております。事業所単位で実績報告を行う場合は、実績報告をする各事業所にも、情報提供していただきますようお願いいたします。

令和2年度に計画書を提出していない法人にも、参考にお送りしていますが、実績報告書の提出は不要です。

2 報告単位

令和2年度に計画書を提出した単位ごと

（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

3 提出方法

原則、**メール**にて御提出ください。

メールでの御提出が難しい場合は、郵送で御提出いただいても構いません。メール又は郵送のいずれかの方法で御提出いただき、重複して送らないようにしてください。

※東京都から受理の御連絡はいたしません。郵送での御提出で、返信用封筒を東京都宛にお送りいただいても、基本的には御返送いたしかねます。御心配な方は、メールが送信エラーになっていないか確認の上、送信履歴の写しを控えたり、郵送の場合は特定記録郵便を活用したりする等してください。

4 提出期限 **厳守** ※介護分野と期限が異なりますので、御注意ください。

メールの場合 令和3年7月30日（金曜日）24時 必着

郵送の場合 令和3年7月30日（金曜日）必着

5 提出先メールアドレス

shougai-zisseki@section.metro.tokyo.jp

※計画書や変更届の提出先メールアドレスとは異なりますので、御注意ください。

※提出先は、東京都障害者サービス情報に掲載している「提出先一覧」も御確認ください。

※件名は「R 2福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等実績報告書の提出」と記載してください。

6 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードしてください。

※作成に当たっては、様式シート名「はじめに」をよく御読みください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算等に係る様式類」

→「令和2年度実績報告（加算・特別加算等）」

7 **重要** 留意事項

(1) 実績報告書の提出について

年度途中で廃止・休止した場合や、加算を受け取っていない場合であっても、計画書を提出している場合には実績報告の提出が必要となります。

なお、実績報告書を提出いただけない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、全額返還となる場合があります。

(2) 実績報告書を提出後に差し替える場合の対応について

メールの件名又は郵送封筒の表面には、「**【差替】**R 2福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等実績報告書の提出」と明記してください。

差替書類を提出する場合は、どこが修正されたのかが分かるように、修正内容をメール本文や付箋等に記載して、御提出ください。

(3) 「令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」について

東京都では、東京都社会保険労務士会に委託し、令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業を実施しています。社会保険労務士が、加算の新規取得やより上位の区分の取得に向けた指導・助言・書類作成補助等を電話又は訪問にて実施しております。

加算の制度や計画書の書き方等に関する動画も東京都社会保険労務士会ホームページにて配信中ですので、是非御視聴ください。（令和3年度報酬改定を反映した動画も、今後掲載予定です。）

(4) メールアドレス登録のお願い

今後、加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、郵送に代えて原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただく予定です。その場合、個別の郵送対応もいたしかねます。

つきましては、東京都へのメールアドレスの御登録に御協力をお願いいたします。登録については、各サービスの指定所管部署まで、御問合せください。

【担当】

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230